平成２２年（フ）第６５２号
東京都練馬区小竹町２丁目39―１　宮崎方
破産者　柳沼　邦昭
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７３号
東京都江戸川区西瑞江２丁目36―75
破産者　平沼あゆみ（旧姓山田）
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２３号
東京都墨田区横川３丁目12―６―201
破産者　清水　　学
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８７号
埼玉県三郷市戸ケ崎５丁目164―２―２
破産者　穂戸田松幸
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９２号
東京都杉並区南荻窪４丁目44―８―207
破産者　下久保達也
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０１号
東京都千代田区東神田１丁目10―11―201
破産者　内田　惠介
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１１号
北海道登別市鷲別町３丁目20―５―２Ａ
破産者　加瀬　美里（旧姓高階）
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１８号
東京都杉並区宮前４丁目23―11―401、開始決定時の住所東京都世田谷区代田３丁目３―18―202
破産者　中村　　泉
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３２号
東京都新宿区上落合３丁目31―１―202
破産者　佐々木和也
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３８号
東京都千代田区三崎町２丁目22―12―205
破産者　塚本　威男
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４６号
茨城県筑西市藤ケ谷2001　田中住宅６
破産者　佐藤せつ子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４７号
茨城県筑西市藤ケ谷2001　田中住宅６、住民票上の住所東京都北区田端１丁目13―３　松崎方１階
破産者　佐藤　篤志
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４８号
茨城県筑西市樋口1300―155　県営12棟３階１号
破産者　飯島　　緑（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７６号
東京都台東区谷中３丁目９―２
破産者　原田　　勲
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８２号
茨城県ひたちなか市東石川１丁目14―１
破産者　脇阪　文江（旧姓中嶋）
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９６号
神奈川県横浜市瀬谷区北新24―１―Ⅱ―102
破産者　猪鹿月知之
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１４号
東京都世田谷区赤堤１―29―14　ピュア赤堤201、開始決定時の住所東京都渋谷区神泉町24―１―1004
破産者　風間　健次
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２８６号
長野県松本市大字島立3640番地
破産者　有限会社伊藤紙器
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２２号
北海道滝川市栄町１丁目12番５号
破産者　郷石油株式会社
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
秋田県横手市前郷字外不瀬５番の１
破産者　株式会社ヤマダイ石油
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第６８４号
千葉県松戸市北松戸２丁目12番地５，１Ｆ
破産者　株式会社ハウテック
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６８５号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3260番地キャスル21―202号
破産者　清水　伴和
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部